

道場主(団体長) 各位

長野県剣道道場連盟
会長 木村 隆一

長野県道場少年剣道交流大会要項

- 1 名 称 長野県道場少年剣道交流大会
- 2 趣 旨 長野県剣道道場連盟（以下、県道場連盟という）事業の一環として、長野県下の少年少女を一堂に集め、少年少女達に正しい剣道の指導、心身の鍛錬及び相互の親睦を図ることを目的に試合の機会を提供し、もって我が国の将来を担う少年少女の健全なる育成に寄与するものとする。
- 3 主 催 長野県剣道道場連盟
- 4 主 管 東信地区
- 5 期 日 令和 8 年 4 月 26 日(日曜日) 午前 9 時 開会
- 8 会 場 長野県立武道館
所在地：〒385-0011 長野県佐久市猿久保 165-1 電話：0267-78-5370
- 9 参加資格 長野県道場少年剣道大会に準ずる。但し、低学年個人試合は小学 4 年生以下とする。
- 10 試合方法
 - (1) 試合は、全日本剣道連盟（以下、全剣連という）剣道試合・審判規則、細則、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン、本大会要項及び申し合わせ事項に従って、長野県道場少年剣道大会に準じて行う。
 - (2) 試合は、小学生・中学生の部門別 3 人制団体試合と 4 年生以下個人試合（低学年個人試合）とする。試合はトーナメント方式により行う。（申込団体数により試合方法の変更もありうる。）
 - (3) 団体試合は 3 本勝負、試合時間は小学生が 2 分、中学生は 2 分 3 0 秒とし、試合時間内に勝敗の決しないときは引き分けとする。（申込団体が多数となった場合は、試合時間の変更もありうる。）
 - (4) 試合の勝敗は勝者数法により決定し、勝者数、総本数が同数のときは、任意の者による代表者戦によって勝敗を決する。
 - (5) 代表者戦の試合は 1 本勝負とし、小学生 2 分、中学生は 2 分 3 0 秒とし、定められた試合時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行う。延長戦は、時間を小学生 2 分、中学生は 2 分 3 0 秒ずつ区切って行い、試合が長引く場合は状況に応じて休憩をとり、勝敗の決するまで行う。
 - (6) 選手の登録・変更は、長野県道場少年剣道大会に準じて行う。
 - (7) 低学年個人試合は 3 本勝負とし、試合時間は 1 分 3 0 秒、試合時間内に勝敗が決しない場合は、1 分間の延長戦を行う。なお、延長戦に於いても試合が決しない場合は、判定により決する。ただし、準決勝及び決勝の延長戦は、時間を 1 分に区切って行い、勝敗の決するまで行う。試合が長引く場合は状況に応じて休憩をとる。
- 11 参加料は、団体試合 1 チーム 3,000 円、低学年試合選手 1 名につき 1,000 円とし、申し込み時につぎの口座に振込むものとする。

郵便振込：記号 11150 番号 05632081 名前 長野県剣道道場連盟
他金融機関からの振込：銀行名 ゆうちょ銀行 金融機関コード 9900
店番 118 預金種類 普通 店名 一一八 口座番号 0563208
- (1) 参加料は、申し込み後に不参加となった場合であっても返金はしない。
- 12 その他本要項に記載のない事項については長野県道場少年剣道大会に準じて行う。
- 13 感染症感染拡大防止対策については長野県道場少年剣道大会に準じて行う。